

こども誰でも 通園制度

家庭と違う環境で
遊ばせたい！

こどもを預けてリ
フレッシュ
したい！

子育ての悩みを
相談したい！

対象

0歳6か月～満3歳未満
のこども

- 保育所や認定こども園を利用している方は利用できません
- 保護者の就労要件等は問いません。

利用時間

月10時間まで
(こども1人あたり)

- 10時間を超えての利用はできません。

利用料

1時間あたり300円
(こども1人につき)

- そのほかに、おやつ代などの実費負担が必要な場合があります。

「一時預かり事業」との違いは？

●一時預かり事業

保護者の就労や傷病等、その他私的な理由によって、こどもを保育できないとき、保育所等に「一時的に預ける」もの

●こども誰でも通園制度

就労など保護者が利用する理由を問わずにこどもに成長の機会を与えるため、保育所等にこどもが「通園」するもの



お問合せ

江別市子ども育成課 (011) 381-1030

江別市HP



利用のながれ

① 下記のインターネットフォームから、利用認定の申請を行います。

申請フォーム



申請マニュアル



② 利用アカウントが発行されます。

○ 申請時に登録したメールアドレスに、「【こども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ」のメールが届きます。

③ お子さまのアレルギー情報などを登録します。

○ 国が整備する「こども誰でも通園制度総合支援システム」（以下「システム」といいます。）に入力します。

④ 利用希望施設で初回面談を受けます。

○ システムで初回面談を予約した後、予約施設から連絡があるので、予約施設と日程調整の上、初回面談を受けます。

⑤ 利用希望日を予約し、利用を開始します。

○ 予約は、システムを利用して行います。

⑥ 利用終了後、施設が指定する方法で利用料を支払います。

※システムの操作方法については、
右マニュアルを参照ください。

システム
マニュアル

